

令和6年度みなかみ町浄化槽設置整備費補助金制度について

1. 補助対象

【補助対象者】

みなかみ町住民基本台帳に登録された者又は登録されることが確実であると認められる者及び町長が環境保全上特に必要と認めた場合

【補助対象地域】 ＊事前にご確認ください

- (1) 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の11第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域
- (2) 地域し尿処理施設及び農業集落排水処理施設等の生活排水処理施設による処理をしようとする区域以外の地域

【補助対象浄化槽】 環境配慮型の50人槽以下の合併処理浄化槽

【補助対象の除外】

- (1) 建築基準法及び浄化槽法に基づく申請や届出を行わずに設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者（居住の目的で当該住宅を購入し、維持管理する者は、事前に建築者がその設置する浄化槽について、補助対象になる浄化槽であることを事前に確認した場合は、建築者に変わり補助金の申請対象になることが出来ます。）
- (3) 町税、国保税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃等を完納していない者
- (4) 住宅等を借りている人で、賃貸人の承諾を得られない者
- (5) 補助事業期間内に浄化槽の設置が完了できない者
- (6) その他町長が不相当と認める者

2. 補助金額（限度額）

「新設」

5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽～50人槽	660,000円

「転換」

5人槽	490,000円
7人槽	574,000円
10人槽～50人槽	760,000円

＊対象経費を考慮し、上記補助金額を予算の範囲内で交付します。

【エコ補助金】

単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り替える場合（原則として撤去）1基につき100,000円を加算します。

＊対象経費を考慮し、上記補助金額を予算の範囲内で交付します。

3. 申請方法

申請書類は、上下水道課上下水道係に提出して下さい。(遅くても着工予定1週間前)
必ず交付決定を受けてから着工して下さい。郵送等による書類提出は受付できません。
*提出された書類を審査後に補助金交付の可否が決定されます。

4. 交付申請 (提出部数 1 部)

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 浄化槽設置届出書の写し (審査機関を經由したもの)
建築確認書の写し (確認済証、確認申請書 (第1面～第5面))
浄化槽仕様書の写し
- (3) 環境保全に関する誓約書の写し (知事宛)
- (4) 設置場所の案内図
- (5) 建物平面図及び配置図
- (6) 土地や住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
- (7) 瑕疵担保に関する誓約の記載されている浄化槽工事請負契約書の写し又は工事に係る浄化槽工事業者の瑕疵担保に関する誓約書の写し
- (8) 登録証写し (浄化槽登録要領第6条第1項)
- (9) 認定書写し (建築基準法第68条の26第1項)
- (10) 認定書写し (浄化槽法第13条第1項)
- (11) 型式適合認定書写し (建築基準法第68条の10第1項) *ブロワーの定格出力がわかる部分を含む
- (12) 登録浄化槽管理票C票 (全国浄化槽推進市長村協議会) ※10人槽以下の場合
- (13) 浄化槽保証登録証市町村用 (一社) 群馬県浄化槽協会) ※10人槽以下の場合
- (14) 浄化槽設備士免状等の写し (昭和62年以前に浄化槽設備士になった人は、小規模合併浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写しも必要)
- (15) 滞納 (未納) 状況確認書 (町外在住者の場合は住所地の市区町村で発行される税完納証明書又は同様の証明書)
- (16) 住所移転に関する誓約書 (申請者とみなかみ町で1部ずつ保管)
- (17) 合併処理浄化槽に関する確認書 (申請者とみなかみ町で1部ずつ保管)
- (18) 見積書の写し (合併処理浄化槽購入費及び設置工事費)
- (19) 委任状 (申請を業者に代行させる場合等)
- (20) PC板関連書類【PC板使用時の場合】
- (21) 既設の単独浄化槽等の埋設状況がわかるもの【転換の場合】
- (22) 既設の単独浄化槽等の撤去費見積書の写し【転換の場合】
- (23) エコ補助金交付申請書【転換の場合】
- (24) エコ補助金転換撤去等の確認書【転換の場合】
- (25) その他必要と認める書類
- (26) 工事着工届 (交付決定後に提出)

* 転換設置の場合

単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併浄化槽へ転換をする場合で、転換設置として補助を受ける場合、必ず交付決定後に撤去等をしてください。

* P C板使用予定の場合

【P C板使用時に写真を撮影すること】

- (1) 製品全体の寸法・板厚、製造番号等が確認できる写真
- (2) 基礎砕石等・捨てコン・敷きモルタルが使用されていることが確認できる写真
- (3) 設置後の水平が取れている事が確認できる写真

【下記書類を補助金申請時に提出すること】

- ①セメント試験成績表 ②セメント骨材試験成績 ③製品配筋図 ④鋼材検査証明
- ⑤安定計算書

* 水路や側溝に処理水を放流する場合

- (1) 環境保全に関する誓約書（みなかみ町長宛）
- (2) 確認書（区長・農事組合長）

※処理水を町や県等の所有物へ放流する場合は、占用許可が必要になります。必ず補助金申請の前に占用許可申請をして許可を受けて下さい。（補助金申請時は、許可証の写しが必要です。）

* 申請内容に変更が生じた場合

申請内容を変更する場合は、必ず事前に連絡の上、変更等承認申請書(様式第3号)に変更内容を示す書類を添付し申請してください。

（工事着工前に申請し、承認の決定を必ず受けてください）

5. 実績報告（提出部数1部）

- (1) 実績報告書
- (2) 浄化槽設置工事の工程写真（全行程をもれなく撮影。）
- (3) 浄化槽保守点検事業者・浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽法定検査（第7条）依頼書の写し
- (5) 浄化槽工事チェックリスト
- (6) 「浄化槽使用開始届出書」の写し
- (7) 領収書（写し）
- (8) 補助金交付請求書(補助金確定通知後)
- (9) 通帳の写し（口座番号及び口座名義カナが確認できる部分の写し）
- (10) その他必要と認める書類

【転換の場合は下記の書類も提出して下さい。】

- (1) 「浄化槽使用廃止届出書」の写し（くみ取り槽の場合は必要なし）
- (2) 既設し尿処理施設の manifests の写し
- (3) 浄化槽設置に係る工事写真
 - ①単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分する場合
 - (ア)既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
 - (イ)撤去後の掘削状況
 - (ウ)撤去物を積載した運搬車輛（運搬車輛のナンバー、産業廃棄物収集運搬業

者の会社名、許可番号が写っているもの)

②単独処理浄化槽又はくみ取り槽を雨水貯留槽として再利用する場合

(ア)既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況

(イ)雨水貯留槽等への改造を確認できるもの

③単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去できない場合

(ア)既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況

(イ)撤去できない状況がわかるもの

(4) エコ補助金交付請求書(補助金確定通知後)

6. 実績報告書提出期限

設置工事終了後30日以内または当該年度の3月10日までの開庁日のいずれか早い日までに提出

7. 留意事項

- (1) 交付申請は、必ず浄化槽工事着工前に余裕を持って行ってください。
- (2) 必要に応じて着工前・施工途中において現場にて確認を行います。
- (3) 群馬県に浄化槽工事の登録している工事店及び浄化槽設備士が施工管理してください。
- (4) 流末については、農業用水路等の確認を事前に実施し、占用申請など必要な手続きをしてください。
- (5) 柵はすべてインバート柵を設置してください。
- (6) PC板を使用し施工する場合は事前に関係書類を提出のうえ必ず上下水道課と協議してください。また、捨てコンは省略不可としています。
※水平出しの写真を添付
- (7) 掘削工事の際、崩落の可能性があるため必要に応じ土留めをしてください。湧水がある場合、土留めと合わせて水替えを行い、施工してください。
- (8) 嵩上が30cm以上となる場合、ピット工事をおこなってください。
- (9) 駐車場仕様とする場合や、建物の基礎から浄化槽の深さ分離れた場所に設置できない場合など、浄化槽の側面や上部に荷重がかかる場合は必要に応じ補強工事を行い、防護措置を図ってください。
- (10) 申請時に提出した配置図に変更が生じた場合は速やかに手続きしてください。
- (11) 申請書類の不備(遅延)や工程写真に不足がある場合には、補助金の交付が認められなかったり、交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- (12) 関係法令の遵守のほか、メーカーから公開されている施工要領書を事前に確認のうえ、工事着工するようにしてください。
- (12) その他不明な点等ある場合、上下水道課と協議してください。

【問い合わせ先】みなかみ町役場 上下水道課 上下水道係

☎ 0278 (25) 5003 FAX 0278 (20) 2003